株式会社トータル建築確認評価センター

確認検査業務手数料規程（非課税）

「確認検査業務規程」第３８条に基づき確認検査手数料を次のとおり定める。

なお、国・都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物等の確認検査を行う場合に準用する。

＜令和8年6月改定＞

株式会社トータル建築確認評価センター

	建築物の区分
A	・建築基準法第6条第1項第三号に掲げる建築物 ・建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物 ※構造計算の添付があるものはＢとする。
B （A以外のもの）	・一戸建ての住宅（兼用住宅は令第130条の3に規定するものに限る。）、長屋 ・車庫、倉庫、工場（多用途が全体の1/5以下に限る。）
C	A、B以外のもの

■　確認申請手数料（計画通知手数料）

表：１　確認申請手数料　　単位：円

申請床面積の合計	建築物の区分		
	A	B	C
100㎡以内のもの	26,000		
100㎡を超え200㎡以内のもの	36,000	80,000	120,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	60,000	105,000	185,000
500㎡を超え1000㎡以内のもの	90,000	160,000	260,000
1000㎡を超え2000㎡以内のもの	見積対応	260,000	380,000

１．消防長等の同意が必要な場合は、確認申請手数料に 8,000円を加算します。
２．天空率の審査が必要な場合は、確認申請手数料に20,000円を加算します。
３．同一棟増築の場合の確認申請手数料は、既存部分の床面積の 1/2を算定面積に加算します。
４．用途変更、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替の確認申請手数料は、申請部分の床面積を算定面積とします。
また、建築物の一部を用途変更する場合は、申請部分の床面積と用途変更を行わない部分の床面積の1/2の合計を算定面積とします。
５．一棟の建築物で構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合、確認申請手数料は１棟を増すごとに20,000円を加算します。
６．構造計算適合性判定を要する申請にあっては、構造計算適合性判定図書と確認申請図書の整合性審査として、確認申請手数料に10,000円を加算します。
７．申請建築物が２棟以上ある場合の区分Ａの建築物は、各棟の床面積の合計で確認申請手数料を算出します。
なお、区分Ｂ、区分Ｃの場合は各棟の床面積で算出します。
（区分Ａ、Ｂ、Ｃにおいて、床面積が10㎡以下の附属建築物は算定面積から除きます。）
８．申請時に添付された構造計算書の再計算を行う場合等、弊社が再審査の必要があると判断した場合は、別途見積りにより手数料を加算することがあります。
９．上記の記載以外については、別途弊社が算出します。

表：２　省エネ審査による審査手数料の加算　　単位：円

項目	加算手数料	
省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査	一戸建ての住宅	20,000
	共同住宅・長屋	50,000+3,000（戸当たり）

表：３　ルート２基準審査、小規模伝統的木造建築物等基準審査による審査手数料の加算　　単位：円

床面積の合計	加算手数料
1000㎡以内のもの	190,000
1000㎡を超え2000㎡以内のもの	242,000

１．増築工事などで既設部分も含めて適合性判定を要する場合は、増築部分と当該既設部分の床面積の合計とします。
２．エキスパンションジョイント等を設けた建築物の構造計算について審査を要する場合には、構造別棟ごとに手数料を算定し、その金額を合計します。

表：４　建築設備、工作物（令第138条第1項）に関する確認申請手数料　　単位：円

区分		確認申請手数料	変更申請手数料
昇降機	下記以外	46,000/1基	23,000/1基
	型式部材等製造者の認証を受けたもの	30,000/1基	15,000/1基
	小荷物専用昇降機・段差解消装置	36,000/1基	18,000/1基
工作物	下記以外	46,000/1基	23,000/1基
	高さが15ｍを超えるもの	100,000/1基	50,000/1基
	特殊な形状のもの	見積対応	見積対応

１．建築物に設置する昇降機及び工作物の確認申請手数料は、設置する建築物の床面積の手数料の1/2を表：3の確認申請手数料に加算します。ただし、建築物の確認申請を弊社で同時に行っている場合等は除きます。
２．上記の記載以外については、別途弊社が算出するものとします。

■　計画変更確認申請手数料（計画変更通知手数料）

表：５　計画変更確認に関する確認申請手数料　　単位：円

①	構造審査を要する計画変更	表：１確認申請手数料の８割	
②	構造審査を要しない計画変更	表：１確認申請手数料の５割	
③	①、②のうち、適合があきらかな変更等弊社が審査が軽易であると判断した場合	建築物の区分Ａ	15,000
		建築物の区分Ｂ、Ｃ	30,000
④	申請棟数が増加する計画変更	増加した棟の床面積の合計とし、表：１確認申請手数料により算定	

１．②のうち、算定した計画変更確認申請手数料が「建築物の区分Ａ」について15,000円以下となる場合は、15,000円とします。
２．消防長等の同意が必要な場合は、計画変更確認申請手数料に 8,000円を加算します。
３．100㎡を超える床面積が増加する変更がある場合は、増加する部分を除いた床面積を①②により算出した手数料と、増加する部分の床面積を表：１により算出した手数料の合計とします。
４．弊社以外で確認済証の交付を受けた計画変更確認の申請は、表：１の確認申請手数料とします。

■　中間検査申請手数料（特定工程工事終了通知手数料）

表：６　中間検査申請手数料　　単位：円

検査対象床面積の合計	建築物の区分	
	Ａ	Ｂ・Ｃ
100㎡以内のもの	25,000	
100㎡を超え200㎡以内のもの	34,000	55,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	54,000	85,000
500㎡を超え1000㎡以内のもの	70,000	130,000
1000㎡を超え2000㎡以内のもの	見積対応	190,000

１．中間検査の検査対象床面積は、原則「平成11年4月28日付建設省住発第202号通達の第4の2」による方法で算出します。
２．工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要になります。ただし、特定行政庁が取扱いを定める場合はそれによります。
３．再度現場検査が必要な場合は、検査手数料の 1/2の料金が必要です。（中間検査申請を取下げ、計画変更確認申請の確認済証交付後、改めて中間検査申請をする場合で、再度現場検査を要しない時の中間検査手数料は不要とします。）
４．弊社以外で確認済証の交付を受けた中間検査の申請は、建築確認申請手数料と同額の費用を中間検査手数料に別途加算します。
５．建築場所が離島の場合は、地域割増手数料として50,000円加算します。また、移動に困難な地域は、別途見積りにより加算する場合があります。
６．上記の記載以外については、別途弊社が算出するものとします。

■　完了検査申請手数料（工事完了通知手数料）

表：7　完了検査申請手数料　　単位：円

検査対象床面積の合計	建築物の区分		
	A	B	C
100㎡以内のもの	27,000		
100㎡を超え200㎡以内のもの	37,000	67,000	78,000
200㎡を超え500㎡以内のもの	66,000	108,000	132,000
500㎡を超え1000㎡以内のもの	90,000	192,000	264,000
1000㎡を超え2000㎡以内のもの	見積対応	252,000	360,000

1．弊社以外で確認済証の交付を受けた完了検査の申請は、建築確認申請手数料と同額の費用を完了検査手数料に別途加算します。
2．「建築基準法第7条の5」の適用がない建築物の完了検査申請手数料は、建築物の区分Ｂとします。
3．再度現場検査が必要な場合は、検査手数料の 1/2の料金が必要です。（完了検査申請を取下げ、計画変更確認申請の確認済証交付後、改めて完了検査申請をする場合で、再度現場検査を要しない時の完了検査手数料は不要とします。）
4．申請建築物が２棟以上ある場合の区分Ａの建築物は、各棟の床面積の合計で確認申請手数料を算出します。
なお、区分Ｂ、区分Ｃの場合は各棟の床面積で算出します。
（区分Ａ、Ｂ、Ｃにおいて、床面積が10㎡以下の附属建築物は算定面積から除きます。）
5．同一棟増築の場合の申請手数料は、既存部分の床面積の 1/2を算定面積に加算します。
6．省エネ適合性判定等を弊社から受けていない場合は、表：７完了検査申請手数料の４割を加算します。
7．建築場所が離島の場合は、地域割増手数料として50,000円加算します。また、移動に困難な地域は、別途見積りにより加算する場合があります。
8．上記の記載以外については、別途弊社が算出するものとします。

表：8　建築設備、工作物（令第138条第1項）に関する完了検査手数料　　単位：円

区分		完了検査手数料
昇降機	下記以外	58,000/1基
	型式部材等製造者の認証を受けたもの	28,000/1基
	小荷物専用昇降機・段差解消装置	36,000/1基
工作物	下記以外	43,000/1基
	特殊な形状のもの	見積対応

1．上記の記載以外については、別途弊社が算出するものとします。

■　軽微な変更審査手数料（計画通知における軽微な変更手数料）

表：9　確認申請に係る軽微な変更（建築基準法施行規則第３条の２）に関する審査手数料
（省エネ適合性判定に係る内容は除く）

申請床面積の合計	手数料　　単位：円
0～500㎡以内	5,000
500㎡超え	表：１確認申請手数料の１割

1．省エネ基準適合を仕様基準で確認する場合の軽微な変更は、表：９を適用します。
2．記載事項変更届の手数料は、1,000円とします。

表：１０　省エネ適合性判定等に係る軽微な変更に関する審査手数料

ルートＡ（省エネ性能が向上する変更）	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（税抜）の１割
ルートＢ（一定範囲内の省エネ性能が低下する変更）	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（税抜）の３割

1．ルートＣ（再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更）は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を適用します。

■ その他

見積り等

1．手数料規程に定められていない事項又は上記を適用することが困難と認められる場合は別途見積りとします。
2．業務を効率的に実施できることが認められる場合は、申請件数及び審査時間等を勘案し、別途手数料を定めることができることとします。

経過措置

2025年3月31日までに着工した物件の取扱い

1．3月31日までに着工した物件の手数料は、確認検査業務手数料規程＜令和5年1月＞より算定します。

確認済証が2025年3月31日までに交付され、着工が4月1日以降となる物件の取扱い

1．新たに省エネ適合性判定等が必要となる建築物で、仕様基準により省エネ適判を省略する場合は、計画変更確認申請時完了検査申請時に、表：２を加算します。
2．4月1日以降に計画変更確認申請を行う建築物は、確認検査業務手数料規程＜令和7年4月＞により算定します。
3．旧4号特例建築物で2号建築物となる物件は、計画変更確認申請が必要ない場合においても、完了検査申請までに構造関係図書及び特例で省略した図書が必要になります。その場合は、完了検査申請手数料に40,000円を加算します。

確認申請を2025年3月31日までに行い、確認済証の交付が4月1日以降となる物件の取扱い

1．仕様基準により省エネ適判を省略する場合は、表：２の追加手数料がかかります。
2．旧4号特例建築物で2号建築物となる物件は、構造関係図書及び特例で省略した図書が必要になります。その場合は、確認検査業務手数料規程＜令和7年4月＞と＜令和5年1月＞の確認申請手数料の差額が追加となります。